

半田市リサイクルセンター ネーミングライツパートナー募集要項

1. 目的

半田市では、民間資金を活用して公共施設の持続可能な維持管理を行うとともに、社会貢献の場として利用していただくため、市が所有する施設に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するネーミングライツパートナーを募集します。

2. 概要

(1)対象施設、契約期間及びネーミングライツ料

施設名（所在地）	契約期間	ネーミングライツ料(税込)
半田市リサイクルセンター （半田市乙川末広町 50 番地）	令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日 （5 年間）	年額 50 万円以上

- ※1 愛称の使用開始日は、市民への周知期間や導入準備に要する期間などを踏まえて両者で協議することとします。
- ※2 初年度については、ネーミングライツ料は月割りとし、1 円未満の端数は切り捨てるものとします。
- ※3 契約の更新に際しては、原則優先交渉権（契約期間満了後、ネーミングライツパートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して市と交渉できる権利）があります。
- ※4 令和 10 年度から令和 12 年度まで、敷地内で既存施設の解体と新施設の建設工事を実施予定です。新しい資源受入れ施設は令和 13 年度から供用開始となる予定です。

(2) ネーミングライツパートナーの権利

ネーミングライツパートナーは、当該施設に企業名や商品名等を付した愛称を命名し、(3)①に定めるものについて、その愛称を表示することができます。

(3) ネーミングライツパートナーに対する特典

各施設に共通するネーミングライツパートナーのメリットは、以下のとおりです。

- ① 愛称の表示が可能なものは、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）、施設のホームページです。なお、新たに看板等の設置を希望する場合は、別途協議の上、設置の可否を決定することとします。
- ② 施工の範囲、実施時期および内容については協議の上決定します。なお、施設屋外に設置する看板等の広告物については、愛知県屋外広告物条例による規制がかかるため、関係法令を遵守のうえ、ネーミングライツパートナーにおいて必要な事務手続きを行うこととします。
- ③ 印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。
- ④ ネーミングライツパートナーが周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、市および関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更することとします。
- ⑤ その他ネーミングライツパートナーに付与する特典については、別途協議の上、決定するものとします。希望する特典があれば、ネーミングライツパートナー申込書（様式 1）において、ご提案ください。なお、提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

(4) 命名の条件等

各施設に共通する命名の条件等は、以下のとおりです。

- ① 市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい愛称としてください。
- ② 半田市広告掲載審査基準（平成 19 年 4 月 1 日制定）第 3 条に該当する愛称は、使用できません。
- ③ 特定の地名や名称を含めるなど、市が希望する条件を設定できることとします。
- ④ 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。
- ⑤ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
- ⑥ 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。また、愛称が定着するまでの間、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

(5) 地域貢献の提案

ネーミングライツパートナーとして、当該公共施設のイメージアップにつながる提案や地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

また、当該施設はリサイクルの推進や環境に対する意識醸成に取り組む拠点的な役割を担うため、より多くの市民の環境問題への意識づけを図ることができるよう、資源搬入のきっかけづくり・分別啓発のアイデア、施設内の掲示物や市民向けの広報等についての提案も期待しています。

(6) 愛称の普及・定着

- ① ネーミングライツパートナー決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、市報、ホームページ等を通じて発表します。
- ② 市は、愛称の普及・定着を図るため、市の各種広報において愛称を使用するとともに、関係施設の管理者やメディア等に対し、愛称の使用を働きかけます。

(7) ネーミングライツ導入に伴う費用負担等

ネーミングライツ料のほか、愛称の変更に伴い生じる各種費用等の負担区分は次のとおりとします。

内容	費用負担者
敷地内外の看板等の新設及び既存看板等の変更、及びそれらに係る修繕等の維持管理	パートナー
新設及び更新した看板等を起因とした第三者への損害賠償	パートナー
契約期間終了後の原状復帰	パートナー
既存看板の修繕等の維持管理	市
市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物（契約前に作成済みの場合は除く）や市ウェブサイトの表示変更	市

- ※ 施設のパンフレット、ホームページの表示変更は、市とネーミングライツパートナーが協議し決定します。
- ※ 当該施設の敷地外の屋外広告の表示変更等は、可否を含めて協議します。
- ※ 特に定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し決定します。

3 応募資格

- (1) 本市のネーミングライツパートナーにふさわしい法人とします。ただし、次の事項に該当し、又は該当する事業等を行う法人は除きます。
- ① 半田市広告掲載審査基準（平成 19 年 4 月 1 日制定）第 2 条に掲げる業種又は事業者
に該当する。
 - ② 半田市指名審査等事務取扱要綱第 6 条の規定により指名停止措置を受けている者
 - ③ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続をしているもの（更生計画又は再生計画が
裁判所に承認された場合を除く。）又は会社更生法第 17 条の規定による更生手続を
している者
 - ④ その他、ネーミングライツパートナーとして適当でないと市が判断した者
- (2) グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。
- ① グループを構成するすべての法人が応募資格を有すること
 - ② グループを代表する法人を定めること
 - ③ 単独で提案した法人は、グループの構成員になることはできないこと
 - ④ 複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

4. 募集期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から 11 月 16 日（月）まで

5. 応募方法

(1) 提出書類

- ア 半田市リサイクルセンターネーミングライツパートナー申込書（様式 1）
- イ 委任状（様式 2）
- ウ 誓約書（様式 3）
- エ 地域貢献等に関する提案書（様式 4）
- オ 法人役員名簿（様式 5）
- カ 法人の概要（様式 6）
- キ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- ク 法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税及び法人市町村民税の
納税証明書（直近事業年度のもの）

- ※ イは、広告代理店を通じた応募の場合のみ提出が必要です。
- ※ キ及びクについては、原本の写しでも構いません。
- ※ キについては、証明年月日が提案書提出時からさかのぼって 3 か月以内のものとし
てください。
- ※ 市の入札参加資格を有している者は、キ及びクを省略することができます。
- ※ 半田市に本社がある場合、クの提出書類のうち半田市税の納税証明書の提出は必要
ありません。（市で納税状況の確認を行います。）
- ※ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、半田市情
報公開条例に基づき公開することがあります。

(2) 提出部数 1 部

(3) 提出先

ア 持参の場合 半田市環境水道部環境課（半田市乙川末広町 50 番地）

※受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までです。

イ 郵送の場合 〒475-0803 半田市乙川末広町 50 番地 半田市環境水道部環境課

(4) 質問事項の受付

提案に当たって御質問がある場合は、次のとおり受け付けいたします。

- ・電子メールの場合 gomigen@city.handa.lg.jp
- ・ファクシミリの場合 0569-21-6405
- ・電話の場合 0569-23-3567（直通）
- ・郵送の場合 〒475-0803 半田市乙川末広町 50 番地 半田市環境水道部環境課

(5) その他

広告代理店を通じた応募も可能ですが、その場合、委任状（様式 2）を併せて提出してください。なお、市から広告代理店に対して手数料を支払うものではありません。

6. ネーミングライツパートナーの選定方法

- ① 市職員で構成する選定委員会において、次の審査基準を基に提案に対する採用の可否、優先交渉権者※の決定等について審査及び選定を行います。
また、応募者は、選定委員会において、提出書類に基づきプレゼンテーションを行うものとします。日時等詳細は後日通知します。（11 月中旬～12 月上旬実施予定）
- ② 協議は先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと市が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。
- ③ 選定委員会の結果は、応募者全員に文書で通知します。

※ 応募者のうち、パートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う法人をいいます。

〔審査基準〕

	審査項目	評価基準	配点
1	愛称、ロゴ等のデザインは適切か	● 市民にとって親しみやすいか、わかりやすいか ● 施設の管理運営に支障が生じないか	20
2	提案金額（年額）	● 提案金額（年額）が最高のものを 1 位とし、40 点を付与する。2 位以下は、提案金額を 1 位の提案金額で除して算出した率を 40 点に乗じた得点とする。	40
3	提案期間	● 安定した運用が図れる期間か	10
4	パートナーとして適当か	● 公共施設のパートナーとしてふわしいか。 ● 地域貢献や支援の実績及び計画があるか ● 当該施設の認知度向上・イメージアップにつながる提案内容となっているか	30

	● ごみ減量・資源化意識の醸成につながる提案内容となっているか	
合計		100

- 応募者が1者であった場合は、上表の審査項目1、3、4による評価とし、その合計得点が7割以上であることを優先交渉権者として選定する条件とします。
- 合計得点が同点の場合は、審査項目1の得点が多い応募者の順位を上位とします。

(提案金額の評価について)

提案金額の得点 = $40 \text{ 点} \times \text{提案金額} / \text{最高提案金額}$

例)

A者	300万円(年額)	1位のため 40点
B者	150万円(年額)	$40 \text{ 点} \times 150 \text{ 万円} / 300 \text{ 万円} = 20 \text{ 点}$
C者	100万円(年額)	$40 \text{ 点} \times 100 \text{ 万円} / 300 \text{ 万円} = 13.3 \text{ 点}$

※小数点第2位を四捨五入

7. 契約締結

優先交渉権者と協議を行い、市とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

8. ネーミングライツ料の支払

契約初年度については、市が指定した期日までに支払うものとし、2年目以降については、毎年度4月末日までに当該年度分を支払うものとします。(一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

9. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたとき、またはネーミングライツパートナーから契約解除の申し出があった場合、市は契約満了待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。また、契約を解除した場合、ネーミングライツパートナーが既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとします。